

第 2 編 融 資 制 度

No.	制 度 名 称	制 度 概 要	令和7年度予算額 (千円) ()内：補助上限額 【 】内：国等の予算額	負担 割合 (国)	負担 割合 (県)	負担 割合 (市町村)	負担 割合 (その他)	所管省庁等	県担当部局	県担当課	電話番号	リンクページ
1	地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）	地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした、地方公共団体が行う無利子融資。	（対象事業に係る貸付対象費用から補助金等を控除した額のうち、50%以内（＊過疎地等及び脱炭素化に資する事業は、60%以内）		10/10	10/10		一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）	企画財政部	地域政策課	048-830-2768	http://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/
2	埼玉県ふるさと創造貸付金	市町村（さいたま市を除く。）や一部事務組合が行う公共施設等の社会基盤整備をはじめとする建設事業など、地方財政法第5条等に基づく適債事業に対し貸付けを行う。	6,000,000		10/10			-	企画財政部	市町村課	048-830-2685	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/joseiseido/index.html